

こんにちは 家畜保健衛生所です

異常家きんを発見したら早期通報してください！

今シーズンは、2月14日時点で飼育家きん9例、野鳥101例の高病原性鳥インフルエンザが発生しているところですが、今般、異常家きんの通報が速やかに行われなかった事例がみられました。

通報の遅れは周辺農場へのまん延を助長します。また、患畜等に係る手当金等が減額されます。必ず次の事項を守ってください。

★慎重に健康観察し、鳥インフルエンザを疑う症状があれば、すぐに連絡してください。

- 同一の家きん舎内において、1日の死亡率が最近の21日間の平均死亡率の2倍以上となった場合
- 5羽以上の家きんがまとまって死亡している場合
- 複数の鶏の「とさか」などが青っぽくなり、元気なく、産卵率が低下

★飼養衛生管理基準の遵守を徹底してください。

- 消石灰の定期的な散布
- 農場出入口での消毒の徹底
- 家きん舎ごとに手指消毒、専用靴への履き替え
- 野生動物の農場への侵入防止(ネット等の設置・点検および修繕)
- 家きんの飲み水の適切な消毒 等

【平日】

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700

家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440

【休日・夜間】

県庁守衛室0742-22-1001